

金融庁御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の 一部を改正する内閣府令(案)」等について

2020年4月10日に公表された標記内閣府令(案)等(以下『府令案』)について、当協会内の企業会計研究会で検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. はじめに

『府令案』は、企業会計基準委員会(以下ASBJ)が2020年3月31日に公表した次の3つの会計基準を踏まえ、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下『財務諸表等規則』)」等で必要な改正をするものとされている。

企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」

特に企業会計基準第31号は、国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」第125項で開示が求められている「見積りの不確実性の発生原因」について、注記情報として日本基準へ導入することを、当協会が2017年11月に財務会計基準機構内の基準諮問会議へ提案して、基準開発が始まったものである。企業会計基準第31号を踏まえた『財務諸表等規則』等の改正は、財務諸表の利用者にとって喜ばしいことであり、基準諮問会議、ASBJ、金融庁の関係者には大変に感謝している。

2. 財務諸表の利用者の理解に資する注記の明記

我々が今回の『府令案』で最も評価しているのは、3つの会計基準に共通した「財務諸表利用者の理解に資する」という基本観に基づく開示目的が、『財務諸表等規則』でも以下の様に明示された点である。

第8条の2(重要な会計方針の注記)・・・加筆

会計方針については、財務諸表作成のための基礎となる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。

第8条の2の2(重要な会計上の見積りに関する注記)・・・新設

「重要な会計上の見積り」を識別した場合には、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。

第8条の32（収益認識に関する注記）・・加筆

顧客との契約から生じる収益については、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。

なお、『中間財務諸表等規則』第4条（重要な会計方針の注記）、『連結財務諸表等規則』第13条（連結の範囲等に関する記載）、『中間連結財務諸表等規則』第10条（連結の範囲等に関する記載）も、第8条の2（重要な会計方針の注記）と同じ趣旨で改訂されている。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記の記載場所

『財務諸表等規則』第9条の改訂により、キャッシュ・フロー計算書の次に第8条の2の重要な会計方針の注記、その次に第8条の2の2の重要な会計上の見積りに関する注記という順番で記載され、財務諸表利用者の使い勝手が良い点も評価している。重要な会計方針と重要な会計上の見積りは相互に関連が深いため、両者の記載場所が近い方が分かり易いであろう。

第9条（注記の方法）・・加筆

第8条の2の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2 第8条の2の2から第8条の3の2までの規定による注記は、第8条の2の規定による注記の次に記載しなければならない。

4. 重要な会計上の見積りへの加筆のお願い

企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」第4項では、開示目的を以下の様に記載している。

本会計基準は、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合が含まれる。）がある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的としている。

一方、『財務諸表等規則』第8条の2の2は、上記の開示目的を踏まえて「重要な会計上の見積り」を定義しているが、（有利となる場合及び不利となる場合が含まれる。）に相当する記述が見当たらない。リスクという言葉の一般的なイメージから、「不利となる場合のみ」の開示で良いと誤解されないためにも、（有利となる場合及び不利となる場合が含まれる。）の加筆を検討していただきたい。

5. 契約資産、契約負債、顧客との契約から生じる収益の明確化

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」では、「契約資産」、「契約負債」、「顧客との契約から生じる収益」という新しい表示項目が登場したが、性質の似た「受取手形」や「売掛金」、「前受金」、「売上高」という従来の表示項目との関係を、財務諸表上でどの様に整理するかは我々の大きな関心事であった。

この点に関して、『財務諸表等規則』第15条の2の受取手形と第15条の3の売掛金への加筆および第15条の3の2の契約資産の追加、第47条の2の2の契約負債の追加と第47条の3の前受金の改訂と、第72条の3の売上高の区分記載に関する以下の改訂により、財務諸表上での表示の混乱を大幅に減らせると考えている。

第72条（売上高の表示方法）・・加筆

2 前項の売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益に区分して表示するものとする。この場合において、当該記載は、顧客との契約から生じる収益の金額の注記をもつて代えることができる。

6. 「電子記録債権」の位置づけ明確化のお願い

実務では受取手形に代えて「電子記録債権」の利用が増えているが、『財務諸表等規則』第15条では、その位置づけが不明確な印象を受ける。現状の記述では、「電子記録債権」は第15条2の「受取手形」には該当せず、第15条3の2の受取手形と売掛金以外の「契約資産」に該当する様にも見える。

「電子記録債権」の利用実態に合った開示がなされる様に、『財務諸表等規則』第15条の記載を再確認していただきたい。

以 上